

○軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）（抄）（本則第一条関係）	1
○軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）（抄）（本則第二条関係）	6
○都市鉄道等利便増進法施行令（平成十七年政令第二百二十一号）（抄）（本則第三条関係）	10
○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）（抄）（本則第四条関係）	12
○都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）（抄）（本則第五条関係）	13
○鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和六十二年政令第七十八号）（抄）（本則第六条関係）	14
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第二条関係）	15
○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）（附則第三条関係）	17
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（附則第四条関係）	20

○軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）（抄）（本則第

一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事等への権限の委任等）</p> <p>第一条 軌道法の規定による国土交通大臣の職權のうち、同法第五条第一項の規定による軌道における次に掲げる工事の工事方法の変更についての認可は、都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下この条において同じ。）が行う。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 道路上における勾配を緩やかにし、又は千分の二十三まで急にする工事</p> <p>五 認可を受けた設計と同一の設計で行う橋に関する工事。ただし、併用軌道におけるものに限る。</p> <p>六（八）（略）</p> <p>九 当該軌道において使用する転てつ器又は轍叉と同一の構造の転てつ器又は轍叉を使用する場合におけるわたり線及び側線並びに停留場の配線変更に関する工事。ただし、併用軌道におけるものに限りる。</p> <p>十 軌道の排水設備に関する工事。ただし、併用軌道におけるものに限りる。</p> <p>十一（略）</p> <p>十二 停留場の新設及び廃止並びに位置の変更の工事その他停留場における建造物に関する工事。ただし、保安設備に関するものを除き、併用軌道におけるものに限る。</p>	<p>第一条 軌道法の規定による国土交通大臣の職權のうち、軌道における左に掲げる工事の工事方法の変更についての認可は、都道府県知事が行う。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 道路上におけるこう配をゆるやかにし、又は千分の三十三まで急にする工事</p> <p>五 認可を受けた設計と同一の設計で行う橋に関する工事。但し、併用軌道におけるものに限る。</p> <p>六（八）（略）</p> <p>九 当該軌道において使用する転てつ器又はてつさと同一の構造の転てつ器又はてつさを使用する場合におけるわたり線及び側線並びに停留場の配線変更に関する工事。但し、併用軌道におけるものに限りる。</p> <p>十 軌道の排水設備に関する工事。但し、併用軌道におけるものに限りる。</p> <p>十一（略）</p> <p>十二 停留場の新設及び廃止並びに位置の変更の工事その他停留場における建造物に関する工事。但し、保安設備に関するものを除き、併用軌道におけるものに限る。</p>

		十三 電線路のこう長又は延長を増加する工事
	十四 (略)	
	十五 変電所のき電区域を変更する工事	
	十六 き電点を変更する工事	
	十七 き電線の種類及び太さを変更する工事	
7		2 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、同法第五条第一項の規定による運輸を開始した後に行われる軌道における次に掲げる工事に係る工事方法書の記載事項に係る工事方法書の記載事項の変更についての認可（前項の規定による認可を除く。）は、都道府県知事が行う。
	一〇十三 (略)	
		3 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、同法第五条第一項の規定による他の軌道経営者又は鉄道運送事業者（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者をいう。）が現にその事業の用に供している車両を購入する場合又は当該車両を運転する場合の認可を行なうこととされたものについては、この限りでない。
		4 軌道経営者は、前三項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、線路を変更し、又は工事方法書に記載した事項について変更する場合に占用することとなる道路又は河川に関する占用面積図とともに都道府県知事に提出しなければならない。
	5 軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第二条及び第三条の規定は、都道府県知事が前項の申請書の提出を受けた場合であつて、変更しようとする事項が道路に重大な関係を有するときについて準用する。	3 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、他の軌道経営者又は鉄道運送事業者（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者をいう。）が現にその事業の用に供している車両を購入する場合又は当該車両を運転する場合の認可及び車両の設計の変更についての認可は、都道府県知事が、あらかじめ地方運輸局長に協議した上で、行う。
	6 軌道経営者は、第一項の規定による認可を受けようとするときは、第四項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を所管地方運輸局長に提出しなければならない。	4 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、軌道の工事について同法第十四条の命令で定める軌道の建設に関する規程による設計によらないことができるることについての許可は、地方運輸局長が行う。

		十三 電線路のこう長又は延長を増加する工事
	十四 (略)	
	十五 変電所のき電区域を変更する工事	
	十六 き電点を変更する工事	
	十七 き電線の種類及び太さを変更する工事	
	一〇十三 (略)	
		2 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、運輸を開始した後に行われる軌道における次に掲げる工事に係る工事方法書の記載事項の変更についての認可は、都道府県知事が、あらかじめ地方運輸局長に協議した上で、行う。ただし、前項の規定により都道府県知事が認可を行うこととされたものについては、この限りでない。
		3 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、軌道の工事について同法第十四条の命令で定める軌道の建設に関する規程による設計によらないことができるることについての許可は、地方運輸局長が行う。
	4 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、軌道の工事について同法第十四条の命令で定める軌道の建設に関する規程による設計によらないことができるることについての許可は、地方運輸局長が行う。	
	(新設)	
	(新設)	

るときは、地方運輸局長に協議しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による認可を行つたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面により、工事に関する図面を添えて、国土交通大臣に報告しなければならない。

9 都道府県知事は、第一項から第三項までの規定による認可を行つたときは、第四項に規定する道路又は河川の管理者にその旨を通知するとともに、同項の規定により提出を受けた占用面積図を送付しなければならない。

10 第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する変更が国土交通省令で定める軽微な変更に該当するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出ることをもつて足りる。

11 軌道経営者は、前項の規定による届出をする場合には、届出書の副本を所管地方運輸局長に提出しなければならない。

12 第一項から第三項までの場合においては、軌道法中これらの規定に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(地方運輸局長への権限の委任等)

第二条 軌道法の規定による国土交通大臣の職權のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長が行う。

一 軌道法第五条第一項の規定による軌道の工事について同法第十四条の命令で定める軌道の建設に関する規程による設計によらないことができることについての認可

二 軌道法第十一条第一項の規定による運転速度及び度数の決定に係る認可

三 軌道法第十六条第一項の規定による運転の管理の委託又は受託に係る許可

四 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第一

5

都道府県知事又は地方運輸局長は、第一項若しくは第二項又は前項の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面により、工事に関する図面を添えて、国土交通大臣に報告しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第二条 軌道法の規定による国土交通大臣の職權のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長が行う。

(新設)

一 軌道法第十一条第一項の規定による運転速度及び度数の決定に係る認可

二 軌道法第十六条第一項の規定による運転の管理の委託又は受託に係る許可

三 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第一

項の規定による安全管理規程の変更に係る届出の受理

五 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第五項の規定による運転管理者の選任又は解任に係る届出の受理

六 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第七項の規定による運転管理者の解任に係る命令

七 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十五条第三項の規定による運転の管理の委託又は受託に係る命令又は許可の取消し

2 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一 (略)

二 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第三項の規定による安全管理規程（前項第四号に規定する届出があつた変更に係る部分に限る。）の変更の命令

三(五) (略)

3 地方運輸局長は、第一項第一号又は第二号に規定する認可をしたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面により、同項第一号に規定する認可にあつては工事に関する図面を、同項第二号に規定する認可にあつては運転速度及び度数表を添えて、国土交通大臣に報告しなければならない。

(削除)

(事務の区分)

第三条 第一条第一項から第四項まで、同条第五項において準用する軌道法施行令第二条第一項及び第三条並びに第一条第七項から第十項までの規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事

項の規定による安全管理規程の変更に係る届出の受理

四 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第五項の規定による運転管理者の選任又は解任に係る届出の受理

五 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第七項の規定による運転管理者の解任に係る命令

六 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十五条第三項の規定による運転の管理の委託又は受託に係る命令又は許可の取消し

2 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一 (略)

二 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第三項の規定による安全管理規程（前項第三号に規定する届出があつた変更に係る部分に限る。）の変更の命令

三(五) (略)

3 地方運輸局長は、第一項第一号の規定により認可をしたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面により、運転速度及び度数表を添えて、国土交通大臣に報告しなければならない。

第三条 第一条第一項から第三項までの場合は、軌道法中同条第一項から第三項までに規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

第四条 第一条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

る。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行
(特許の申請等)		
第一条 (略)	第一条 (略)	(特許の申請等)
2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。	2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を所管地方運輸局長に提出しなければならない。	2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を所管地方運輸局長に提出しなければならない。
(起業目論見書の記載事項についての変更)	(起業目論見書の記載事項についての変更)	(起業目論見書の記載事項についての変更)
第四条 軌道経営者は、法第三条の規定により起業目論見書の記載事項の変更についての特許を受けようとするときは、申請書を、所管地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。	第四条 法第三条の特許を受けた軌道経営者が、工事施行の認可を受け前に、起業目論見書の記載事項について変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項については、所管地方運輸局長を経由して国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。	第四条 法第三条の特許を受けた軌道経営者が、工事施行の認可を受け前に、起業目論見書の記載事項について変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項については、所管地方運輸局長を経由して国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。
2 前項の規定にかかわらず、起業目論見書の記載事項についての変更が国土交通省令で定める軽微な変更に該当するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。	2 前項の認可を受けようとする者は、申請書を、所管地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。	2 前項の認可を受けようとする者は、申請書を、所管地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。
3 (略)	3 (略)	3 (略)
第六条 軌道経営者は、法第五条第一項の規定による工事施行の認可を受けた後、同項の規定により線路又は工事方法書の記載事項の変更についての認可（軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第一項から第三項までの規定により都道府県知事が行	第六条 軌道経営者は、工事施行の認可を受けた後、線路を変更し、又は工事方法書に記載した事項について変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項については、都道府県知事に届け出ることをもつて足りる。	第六条 軌道経営者は、工事施行の認可を受けた後、線路を変更し、又

うこととされた認可を除く。) を受けようとするときは、申請書に国

土交通省令で定める書類及び図面を添えて、都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出するとともに、線路を変更し、又は工事方法書に記載した事項について変更する場合に占用することとなる道路又は河川に関する占用面積図を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する線路又は工事方法書の記載事項の変更が国土交通省令で定める軽微な変更に該当するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出ることをもつて足りる。

3 第二条及び第三条の規定は、都道府県知事が第一項の申請書の提出を受けた場合であつて、変更しようとする事項が道路に重大な関係を有するときについて準用する。

4 軌道経営者は、第一項の規定による認可を受けようとするとときは、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を所管地方運輸局長に提出しなければならない。

5 軌道経営者は、第二項の規定による届出をする場合には、届出書の副本を所管地方運輸局長に提出しなければならない。

第七条 都道府県知事は、第五条第一項又は前条第一項の規定による認可があつたときは、これらの規定に規定する道路又は河川の管理者に

2 軌道経営者は、前項の認可を受けようとするとときは、申請書に国土

交通省令で定める書類及び図面を添えて、都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出し、かつ、線路を変更し、又は工事方法書に記載した事項について変更する場合に占用することとなる道路又は河川に関する占用面積図を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、

軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令(昭和二十八年政令第二百五十七号。以下「都道府県が処理する事務等を定める政令」という。)第一条第二項の規定により都道府県知事が行うこととされた工事方法書の記載事項の変更の認可を受けようとすると場合にあつては、都道府県知事を経由することを要しない。

3 第二条及び第三条の規定は、都道府県知事が前項の申請書の提出を受けた場合であつて、変更しようとする事項が道路に重大な関係を有するときについて準用する。

4 軌道経営者は、第一項の認可を受けようとするとときは、第二項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を所管地方運輸局長に提出しなければならない。ただし、都道府県が処理する事務等を定める政令第一条第二項の規定により都道府県知事が行うこととされた工事方法書の記載事項の変更の認可を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

5 軌道経営者は、第一項ただし書の規定による届出をする場合には、届出書の副本を所管地方運輸局長に提出しなければならない。

第七条 都道府県知事は、その進達した申請書に係る工事施行の認可又は前条第一項の認可があつたときは、第五条第一項又は前条第二項の

その旨を通知するとともに、これらの規定により提出を受けた占用面積図を送付しなければならない。

(工事の着手等)

第八条 軌道経営者は、工事施行の認可に係る工事に着手し、又はこれを竣工したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2・3 (略)

第十一条 都道府県知事は、前条の認可を受けたときは、工事の設計、着手及び竣工の期限並びに工費予算を道路管理者に示して、これに工事の執行を指示し、かつ、その旨を軌道経営者に通知しなければならない。

2 道路管理者は、前項の工事を竣工したときは、遅滞なく、工事竣工調書及び工費精算書を作成して都道府県知事及び軌道経営者に提出しなければならない。

第十二条 都道府県知事は、法第十二条第二項の規定により道路の維持及び修繕の指示をする場合並びに法第二十四条第二項の規定により原状回復の工事の指示をする場合には、工事の設計、着手及び竣工の期限並びに工費予算を道路管理者に示して、これに工事の執行を指示し、かつ、その旨を軌道経営者に通知しなければならない。

2 前条第二項の規定は、道路管理者が前項の工事を竣工した場合に準用する。

(所管都道府県知事)

第十五条 第一条及び第五条から第八条までに規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、当該軌道の起点の所在地を管轄する都道府県知事とする。ただし

道路又は河川の管理者にその旨を通知するとともに、第五条第一項又は前条第二項の規定により提出を受けた占用面積図を送付しなければならない。

(工事の着手等)

第八条 軌道経営者は、工事施行の認可に係る工事に着手し、又はこれをしゆん工したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2・3 (略)

第十一条 都道府県知事は、前条の認可を受けたときは、工事の設計、着手及びしゆん工の期限並びに工費予算を道路管理者に示して、これに工事の執行を指示し、かつ、その旨を軌道経営者に通知しなければならない。

2 道路管理者は、前項の工事をしゆん工したときは、遅滞なく、工事しゆん工調書及び工費精算書を作成して都道府県知事及び軌道経営者に提出しなければならない。

第十二条 都道府県知事は、法第十二条第二項の規定により道路の維持及び修繕の指示をする場合並びに法第二十四条第二項の規定により原状回復の工事の指示をする場合には、工事の設計、着手及びしゆん工の期限並びに工費予算を道路管理者に示して、これに工事の執行を指示し、かつ、その旨を軌道経営者に通知しなければならない。

2 前条第二項の規定は、道路管理者が前項の工事をしゆん工した場合に準用する。

(所管都道府県知事)

第十五条 第一条及び第五条から第八条までに規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、当該軌道の起点の所在地をその区域とする都道府県を統轄する

し、当該事件が一つの都道府県の区域に限られるものであるときは、第五条から第八条までに規定する都道府県知事は、当該事件が発生した区域を管轄する都道府県知事とする。

(関係都道府県知事への通知)

第十六条 都道府県知事は、第一条第二項の規定による申請書の副本若しくは第五条第一項、第六条第一項、第七条の二若しくは第八条第三項の規定による申請書の提出を受け、又は第六条第二項若しくは第八条第一項の規定による届出を受理した場合において、当該事件が他の都道府県知事が管轄する区域にわたるものであるときは、当該申請書の副本若しくは申請書又は届出書の写しを当該都道府県知事に送付しなければならない。

(事務の区分)

第十八条 第一条第二項、第五条第一項、同条第二項において準用する第二条第一項及び第三条、第六条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第二条第一項及び第三条、第七条から第八条まで、第十一条の二並びに第十六条の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(関係都道府県知事への通知)

都道府県知事とする。ただし、当該事件が一つの都道府県の区域に限られるものであるときは、第五条から第八条までに規定する都道府県知事は、その区域を統轄する都道府県知事とする。

(事務の区分)

第十八条 第五条第一項、同条第二項において準用する第二条第一項及び第三条、第六条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第二条第一項及び第三条、第七条から第八条まで、第十一条の二並びに第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（軌道事業の特許を要する速達性向上計画の認定の申請）	（軌道事業の特許を要する速達性向上計画の認定の申請）
<p>第一条 都市鉄道等利便増進法第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の規定による軌道事業の特許を要する速達性向上計画に係るものに限る。）を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第四条において「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、当該軌道の起点の所在地を管轄する都道府県知事とする。</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の規定による申請書の副本並びに書類及び図面の提出を受けた場合において、軌道を敷設する地が他の都道府県知事が管轄する区域にわたるものであるときは、当該申請書の副本並びに書類及び図面の写しを当該都道府県知事に送付しなければならない。</p>	<p>第一条 都市鉄道等利便増進法第五条第四項の規定による認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の規定による軌道事業の特許を要する速達性向上計画に係るものに限る。）を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を地方運輸局長に提出しなければならない。</p>

第四条 第一条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が

（事務の区分）

（新設）

処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

（軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画等の認定の申請）

第一条（略）

2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第四条において「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

3 前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、当該軌道の起点の所在地を管轄する都道府県知事とする。

4 都道府県知事は、第二項の規定による申請書の副本並びに書類及び図面の提出を受けた場合において、軌道を敷設する地が他の都道府県知事が管轄する区域にわたるものであるときは、当該申請書の副本並びに書類及び図面の写しを当該都道府県知事に送付しなければならない。

（事務の区分）

第四条 第一条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

現
行

（軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計画等の認定の申請）

第一条（略）

2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を地方運輸局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

（軌道事業の特許を要する軌道利便増進実施計画の認定の申請）

第六条（略）

2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第十四条において「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

3 前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、当該軌道の起点の所在地を管轄する都道府県知事とする。

4 都道府県知事は、第二項の規定による申請書の副本並びに書類及び図面の提出を受けた場合において、軌道を敷設する地が他の都道府県知事が管轄する区域にわたるものであるときは、当該申請書の副本並びに書類及び図面の写しを当該都道府県知事に送付しなければならない。

（事務の区分）

第十四条 第六条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

現
行

（軌道事業の特許を要する軌道利便増進実施計画の認定の申請）

第六条（略）

2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を地方運輸局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

○鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和六十二年政令第七十八号）（抄）（本則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（許可の申請等）	（許可の申請等）
2	第一条 鉄道事業法第六十一条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添付し、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間の存する区域を管轄する都道府県知事（当該都道府県の区域内の鉄道線路が敷設される道路の区間が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第三条において「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下同じ。）を経由して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	第一条 鉄道事業法第六十一条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添付し、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	第一条 鉄道事業法第六十一条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添付し、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
3	（略）	（略）	（略）
	（事務の区分）	（事務の区分）	（事務の区分）
第三条 第一条第一項及び第三項並びに前条（申請に対する意見を付する事務に係る部分を除く。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第三条 第一条第一項及び第三項並びに前条（申請に対する意見を付する事務に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第三条 第一条第一項及び第三項並びに前条（申請に対する意見を付する事務に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第三条 第一条第一項及び第三項並びに前条（申請に対する意見を付する事務に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案		現 行	
		政 令	事 務	政 令	事 務
(略)	軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）	軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）	(略)	第一条第一項から第四項まで、同条第五項において準用する軌道法施行令第二条第一項及び第三条並びに第一条第七項から第十項までの規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務	第一条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）	軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）	(略)	第一条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第一条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）	軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）	(略)	第一条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第一条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務

			鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和六十二年政令第七十八号）
（略）	（略）	（略）	第一条第一項及び第三項並びに第二条（申請に対する意見を付する事務に係る部分を除く。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務
都市鐵道等利便増進法施行令（平成十七年政令第二百二十一号）	都市鐵道等利便増進法施行令（平成十七年政令第二百二十一号）	第一条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務	第一条第一項及び第三項並びに第二条（申請に対する意見を付する事務に係る部分を除く。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

		鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和六十二年政令第七十八号）
（略）	（略）	第一条第一項及び第三項並びに第二条（申請に対する意見を付する事務に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第一条、第三条、第七条関係）

		事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
チ 新設軌道に係	三 法第二 条第二項 第一号ハ に掲げる 事業の種 類	一・二 (略)	イ・ヘ (略)	(略)	(略)
新設軌道に係る線	ト 軌道法（大正 十年法律第七十 六号）による新 設軌道（普通鉄 道の構造と同様 の構造を有する ものに限る。以 下単に「新設軌 道」という。） の建設の事業（ 長さが十キロメ ートル以上であ る軌道を設ける ものに限る。）	新設軌道の建設の 事業（長さが七・ 五キロメートル以 上十キロメートル 未満である軌道を 設けるものに限る 。）	新設軌道の建設の 事業（長さが七・ 五キロメートル以 上十キロメートル 未満である軌道を 設けるものに限る 。）	一項 軌道法第五条第 一項	(略)

別表第一（第一条、第三条、第七条関係）

		事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
チ 新設軌道に係	三 法第二 条第二項 第一号ハ に掲げる 事業の種 類	一・二 (略)	イ・ヘ (略)	(略)	(略)
新設軌道に係る線	ト 軌道法（大正 十年法律第七十 六号）による新 設軌道（普通鉄 道の構造と同様 の構造を有する ものに限る。以 下単に「新設軌 道」という。） の建設の事業（ 長さが十キロメ ートル以上であ る軌道を設ける ものに限る。）	新設軌道の建設の 事業（長さが七・ 五キロメートル以 上十キロメートル 未満である軌道を 設けるものに限る 。）	新設軌道の建設の 事業（長さが七・ 五キロメートル以 上十キロメートル 未満である軌道を 設けるものに限る 。）	一項 又は第三十 三条（軌道法施 行令（昭和二十 八年政令第二百 五十八号）第六 条第一項に係る 場合に限る。）	(略)
軌道法第三十三					

三 法第三十三条第二項第三号の法律の規定であつて政令で定めるもの	一・二 (略)	四(十三) (略)	る線路の改良（路の改良の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。この項のチの第三欄において「線路の改良」という。）の事業（改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるものに限る。）
		(略)	
		(略)	

三 法第三十三条第二項第三号の法律の規定であつて政令で定めるもの	一・二 (略)	四(十三) (略)	る線路の改良（路の改良の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。この項のチの第三欄において「線路の改良」という。）の事業（改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるものに限る。）	条（軌道法施行令第六条第一項に係る場合に限る。）
		(略)		
		(略)		

人水資源機構法第十三条第一項、全国
新幹線鉄道整備法第九条第一項及び附
則第十一項、軌道法第五条第一項並び
に土地区画整理法第五十二条第一項、
第五十五条第十二項、第七十一条の二
第一項及び第七十一条の三第十四項

人水資源機構法第十三条第一項、全国
新幹線鉄道整備法第九条第一項及び附
則第十一項、軌道法第五条第一項及び
第三十三条（軌道法施行令第六条第一
項に係る場合に限る。）並びに土地区
画整理法第五十二条第一項、第五十五
条第十二項、第七十一条の二第一項及
び第七十一条の三第十四項

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等）</p> <p>第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条</p>	<p>（基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等）</p> <p>第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条並びに軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項本文</p>
<p>三 （略）</p> <p>2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第二項及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第十項</p>	<p>三 （略）</p> <p>2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 軌道法施行令第六条第一項ただし書</p>
<p>三 （略）</p>	